

総 説

1. 沿 革

豊島区の保健衛生	主な衛生関係法令
<p>昭和</p> <p>15. 8. 15 東京市立豊島健康相談所開設</p> <p>19. 4. 1 東京都立豊島保健所と改称</p> <p>23. 10. 1 新制度による東京都豊島保健所として発足</p> <p>28. 5. 20 東京都豊島長崎保健所新設 これに伴い東京都豊島保健所は東京都豊島池袋保健所に改称</p> <p>40. 4. 1 地方自治法（昭22年法律第67号）の一部改正により、保健所業務の一部が区に移管となる</p> <p>48. 12. 6 豊島池袋保健所改築</p> <p>50. 4. 1 地方自治法の一部改正により保健所業務が区に移管され、豊島区池袋保健所、豊島区長崎保健所となる。区に衛生部（管理課、業務課及び両保健所）設置</p> <p>50. 12. 19 公害健康被害補償法（昭48年法律第111号）に基づく第一種地域に指定</p> <p>53. 3. 12 衛生部分庁舎完成</p> <p>53. 3. 31 長崎保健所改築</p> <p>62. 10. 1 雑司が谷休日診療所新設</p> <p>63. 3. 1 公害健康被害の補償等に関する法律（昭63年法律第7号）の施行により、地域指定解除</p> <p>平成</p> <p>元. 3. 31 池袋保健所増設（精神障害者デイケア室）</p> <p>2. 3. 31 長崎保健所増設（精神障害者デイケア室）</p> <p>3. 6. 2 長崎休日診療所・歯科休日応急診療所新設</p> <p>5. 4. 1 介護相談センター開設</p> <p>6. 10. 3 池袋保健所AIDS知ろう館開設</p> <p>8. 11. 26 池袋保健所子ども事故予防センター開設</p> <p>10. 11. 4 新池袋保健所移転竣工（平成10年12月28日開設）</p> <p>10. 12. 28 豊島健康診査センター竣工（「健康プラザとしま」内、平成11年9月1日開設）</p>	<p>昭和</p> <p>12. 4. 5 旧保健所法（昭12年法律第42号）公布施行</p> <p>22. 9. 5 保健所法（昭22法律第101号）施行</p> <p>23. 1. 1 食品衛生法（昭22法律第233号）施行</p> <p>23. 7. 1 予防接種法（昭23法律第68号）施行</p> <p>41. 1. 1 母子保健法（昭40年政令第384号）施行</p> <p>58. 2. 1 老人保健法（昭57年法律第80号）施行</p> <p>63. 7. 1 精神保健法（昭62年法律第98号）施行</p> <p>平成</p> <p>元. 2. 17 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律（エイズ予防法）（平成元法律第2号）施行</p> <p>6. 7. 1 地域保健法（昭22年法律第101号）施行（保健所法の改正）</p> <p>7. 7. 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）（平成7年法律第94号）施行</p> <p>8. 4. 1 らい予防法廃止</p> <p>8. 9. 26 母体保護法（平成8年法律第105号）施行（優生保護法の改正）</p>

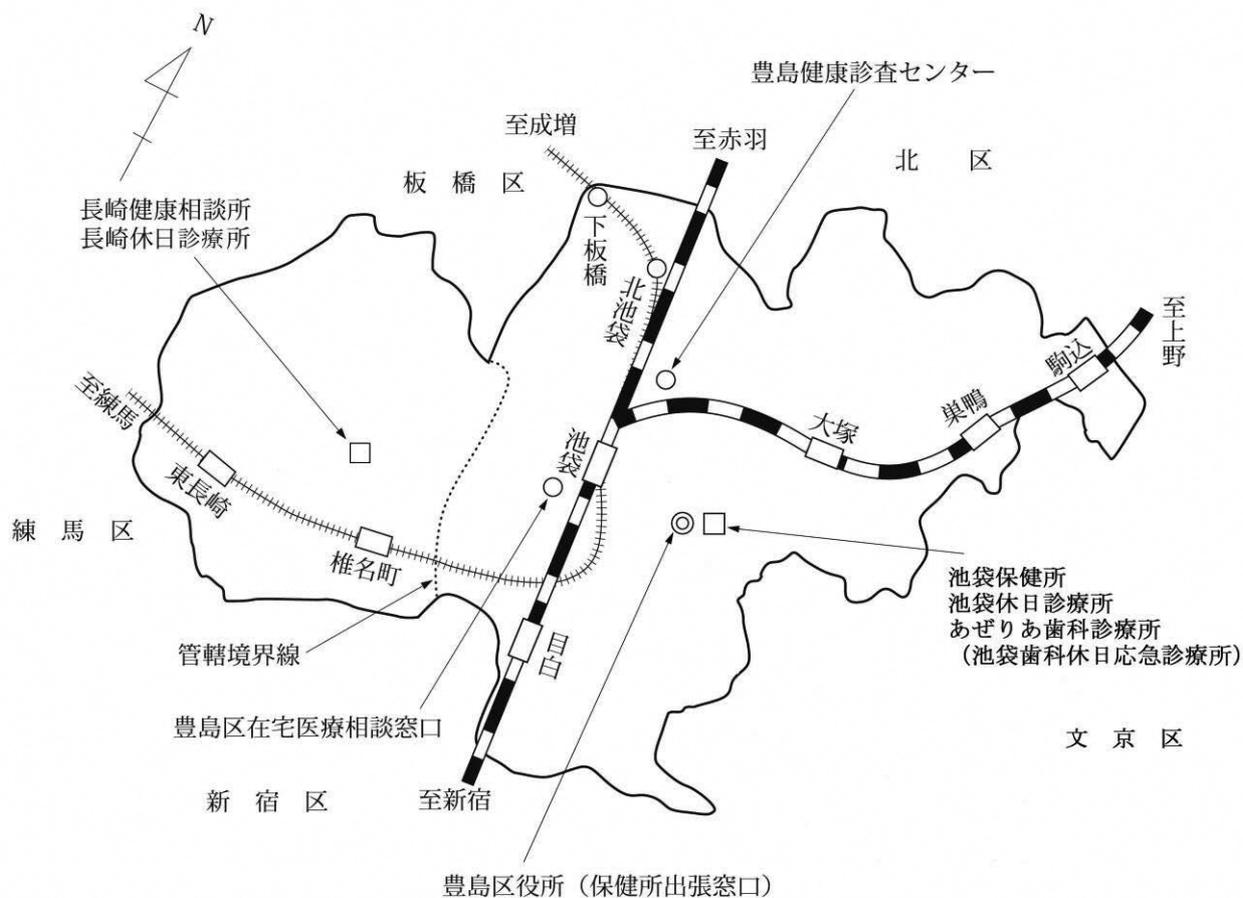
豊島区の保健衛生	主な衛生関係法令
<p>平成</p> <p>11. 1. 15 雑司が谷休日診療所と池袋休日診療所を統合、池袋保健所内に池袋休日診療所として移転開設 歯科休日応急診療所を池袋歯科休日応急診療所に名称変更し、池袋保健所内に移転開設</p> <p>11. 4. 1 口腔保健センター開設 (障害者等歯科診療事業開始) 組織改正 (衛生部管理課医薬係→池袋保健所生活衛生課医薬係)</p> <p>11. 9. 1 豊島健康診査センター開設</p> <p>12. 4. 1 組織改正 (衛生部と福祉部が統合し保健福祉部に、管理課と保健計画課が統合し地域保健課に、長崎保健所の生活衛生課と衛生検査課を統合し生活衛生課に名称変更)</p> <p>12. 12. 15 保健福祉部(旧衛生部)分庁舎改修</p> <p>14. 4. 1 組織改正 (池袋保健所と長崎保健所を統合、池袋保健所に一本化。長崎健康相談所を設置)</p> <p>18. 4. 1 事務移管 (共同作業所・小規模通所授産施設・民間精神障害者通所授産施設建設費・運営費助成・カフェふれあい運営助成事務を障害者福祉課へ移管、介護予防事業を介護予防担当課へ移管)</p> <p>18. 12. 1 池袋保健所内に池袋あうる薬局開設</p> <p>19. 4. 1 組織改正 (生活衛生課・健康推進課・長崎健康相談所において係再編)</p> <p>20. 4. 1 組織改正 (生活衛生課・健康推進課において係再編)</p> <p>21. 4. 1 組織改正 (地域保健課・健康推進課において係再編)</p> <p>22. 4. 1 組織改正(がん対策担当課を設置。健康推進課は栄養係、歯科衛生担当係長を廃止し、健康係に統合。長崎健康相談所は歯科衛生担当係長を廃止し、健康係に統合)</p> <p>23. 4. 1 組織改正 (生活衛生課は衛生検査担当係長を廃止、健康推進課は栄養係を設置し、衛生検査担当係長を廃止) 豊島区がん対策推進条例施行</p> <p>24. 4. 1 組織改正 (がん対策担当課を地域保健課に統合、グループ制に移行。健康推進課に感染症担当係長を設置し、栄養係を栄養担当係長に名称変更。)</p> <p>25. 4. 1 豊島区歯と口腔の健康づくり推進条例施行</p>	<p>平成</p> <p>11. 4. 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) 施行 (伝染病予防法・性病予防法・エイズ予防法の統合・改正)</p> <p>12. 4. 1 介護保険法 (平成9年法律第123号) 施行</p> <p>15. 5. 1 健康増進法 (平成14年法律第103号) 施行 (栄養改善法廃止)</p> <p>17. 7. 15 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 (医療観察法) (平成15年法律第110号) 施行</p> <p>17. 7. 15 食育基本法(平成7年政令第235号) 施行</p> <p>18. 4. 1 障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 施行</p> <p>18. 10. 28 自殺対策基本法 (平成18年法律第85号) 施行</p> <p>19. 4. 1 がん対策基本法 (平成18年法律第98号) 施行 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第106号) 施行(結核予防法廃止、改正法に統合)</p> <p>20. 4. 1 高齢者の医療の確保に関する法律 (平成18年法律第83号) 施行 (老人保健法の一部改正)</p> <p>22. 1. 1 肝炎対策基本法 (平成21年法律第97号) 施行</p> <p>23. 8. 10 歯科口腔保健の推進に関する法律 (平成23年法律第95号) 施行</p> <p>25. 4. 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成24年法律第51号) 施行 (障害者自立支援法名称変更)</p>

豊島区の保健衛生	主な衛生関係法令
<p>平成</p> <p>25. 4. 13 豊島区新型インフルエンザ等対策本部条例施行</p> <p>27. 5. 7 鬼子母神plus開設</p> <p>27. 5. 7 本庁舎移転に伴い、池袋保健所出張窓口（本庁舎4階）開設</p> <p>27. 11. 11 池袋保健所健康情報発信スペース“鬼子母神plus”リニューアルオープン</p> <p>28. 4. 1 組織改正（健康推進課、長崎健康相談所グループ制に移行）</p> <p>29. 4. 1 組織改正（生活衛生課グループ制に移行）</p> <p>30. 5. 7 長崎健康相談所改築工事に伴う仮移転（長崎3丁目6番24号⇒長崎2丁目27番18号）</p> <p>30. 6. 15 豊島区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例施行</p>	<p>平成</p> <p>25. 4. 13 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）施行</p> <p>25. 12. 13 アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）制定 26. 6. 1施行</p> <p>27. 1. 1 難病の患者に対する医療費等に関する法律（平成26年法律第50号）施行</p> <p>27. 4. 1 食品表示法（平成25年法律第70号）施行 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律一部施行</p> <p>27. 12. 25 アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）施行</p> <p>28. 4. 1 健康増進法（平成14年法律第103号）第31条権限移譲</p> <p>30. 6. 13 食品衛生法の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）施行</p> <p>30. 6. 15 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）施行</p>
<p>令和</p> <p>元. 10. 15 池袋保健所仮移転（竣工日元. 9. 30） （東池袋1丁目20番9号⇒東池袋4丁目42番16号）</p>	<p>令和</p> <p>2. 2. 1 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令施行</p> <p>2. 4. 1 健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）全面施行 東京都受動喫煙防止条例（平成30年東京都条例第75号）全面施行</p>

【令和元年度の主な取り組み】

- 31. 4. 1 豊島区がん患者のウィッグ・胸部補整具等購入費用助成事業開始
- 31. 4. 1 新生児聴覚検査事業開始
- 元. 5. 1 精神障害者アウトリーチ事業開始

2. 保健所の位置と管轄区域



池袋保健所	所在地・電話	〒170-0013 豊島区東池袋4丁目42番16号 地域保健課 (3987) 4203 生活衛生課 (3987) 4175 健康推進課 (3987) 4172
	管轄区域 (9.268km ²)	駒込1～7丁目、巣鴨1～5丁目、西巣鴨1～4丁目、北大塚1～3丁目、南大塚1～3丁目、上池袋1～4丁目、東池袋1～5丁目、南池袋1～4丁目、西池袋1～3丁目、西池袋4丁目(1～4番、7～11番、13～18番)・5丁目(1～24番)、池袋1・2丁目・3丁目(1・2番、4～10番、13・14番、19～71番)・4丁目、池袋本町1～4丁目、雑司が谷1～3丁目、高田1～3丁目、目白1～3丁目・4丁目(1～4番、17～23番、35・36番)
長崎健康相談所	所在地・電話	〒171-0051 豊島区长崎2丁目27番18号 (3957) 1191
	管轄区域 (3.742km ²)	西池袋4丁目(池袋管内除く)・5丁目(池袋管内除く)、池袋3丁目(池袋管内除く)、目白4丁目(池袋管内除く)・5丁目、南長崎1～6丁目、長崎1～6丁目、千早1～4丁目、要町1～3丁目、高松1～3丁目、千川1・2丁目

(注) 平成14年4月1日の組織改正により、池袋保健所と長崎保健所を統合、保健所を池袋保健所に一本化するとともに長崎健康相談所を設置した。

3. 保健所関係施設の概要

1. 池袋保健所仮庁舎（令和元年10月15日より）豊島区東池袋4-42-16

建物竣工年月日：令和元年9月30日

敷地面積	3,880.39 m ²	重量鉄骨造、地上2階
建物面積	1階	1,787.66 m ² 鬼子母神plus、AIDS知ろう館、エントランス、池袋休日診療所、あぜりあ歯科診療所、池袋あうる薬局、子ども事故予防センター、診察室、歯科相談室、臨床検査室、受付、待合ホール、X線室、健康教育室、講堂
	2階	1,787.66 m ² 所長室、事務室、会議室、衛生検査室、相談室、男女更衣室、倉庫
	計	3,575.32 m ²

2. 長崎健康相談所

豊島区长崎2-27-18（長崎複合施設地階・1階）…（改築工事に伴う仮移転所在地）

建物面積	地階	116.87 m ²	倉庫、作業室
	1階	525.54 m ²	事務室、更衣室、受付、診察室、歯科相談室、調理室、相談室
	計	642.41 m ²	

3. 休日診療所

施設名	電話	所在地	施設床面積	
池袋休日診療所	(3982)0198	豊島区東池袋4-42-16 （令和元年10月15日より） （池袋保健所仮庁舎1階）	診療所 待合室	88.73 m ²
長崎休日診療所	(3959)3385	豊島区长崎2-27-18 （長崎複合施設3階）	診療所 待合室	51.57 m ²
池袋歯科休日応急診療所	(5985)5577	豊島区東池袋4-42-16 （令和元年10月15日より） （池袋保健所仮庁舎1階 あぜりあ歯科診療所内）	診療所 待合室	275.59 m ²

4. 組織と分掌事務

令和2年4月1日現在

予算・決算のまとめ、保健所の連絡調整、条例・規則の立案請求、池袋保健所管理、休日診療所の管理運営、平日準夜間小児初期診療事業、保健所運営協議会、衛生統計、三師会等との連絡調整、健康危機管理の総合調整

成人保健、健康づくり施策・食育事業、障害者等歯科診療、豊島健康診査センターとの連絡、人口動態調査、地域保健の評価
口腔保健センター関係事務

公害健康被害者の認定更新等事務、補償給付事務、公害保健福祉事業、予防事業、大気汚染による健康障害者医療費助成認定に関する事務、石綿健康被害救済申請事務

がん対策の推進、がん対策条例及びがん対策推進計画、がん対策基金、地域医療体制の整備、健康プランの推進調整・評価、健康づくり施策の総合調整、地域保健の評価

保健所本移転に関すること、議会・委員会用資料作成、保健所機能拡充検討会議の運営、保健所作業部会の運営、移転に伴う三師会との連絡調整、外部業者との連絡調整、

予算・決算、獣医師会等との連絡調整、狂犬病予防、動物愛護思想の普及・啓発、獣医衛生

診療所・歯科診療所・助産所・施術所・歯科技工所・薬局・医療機器等の許可、届出受理、監視指導、毒劇物販売業者等の登録、立入検査、有害物質含有家庭用品の試買検査、診療所等医療施設及び薬局等の不利益処分、医師・看護師・准看護師等免許事務

旅館・興行場・公衆浴場・理容所・美容所・クリーニング所・墓地等の許可等及び監視指導、特定建築物・水道施設・住宅宿泊事業の届出受理及び監視指導、クリーニング師の免許事務、旅館等営業の停止命令、理容所・美容所等の閉鎖命令、特定建築物・水道施設の使用制限命令、住居衛生、水質及び環境等の検査、ねずみ・衛生害虫等の防除

飲食店・飲食物製造販売等の営業許可及び監視指導、食中毒の予防及び調査、営業停止命令等、食品等の検査

予算・決算、成人保健、健康づくり、母子保健、歯科保健、予防接種、養育・育成・精神・難病・小児慢性疾患等の医療助成、光化学スモッグ、子ども事故予防センター としま鬼子母神プロジェクト

乳幼児・妊産婦・精神・感染症・生活習慣病・その他の保健指導及び家庭訪問指導、健康相談、健康教育

感染症予防、結核予防、性感染症及びエイズ予防、AIDS知ろう館、新型インフルエンザ等対策、放射線検査

精神保健・自殺うつ予防、精神入院同意

栄養相談及び指導、健康教育、栄養指導講習会、給食施設指導、食育推進事業

保健予防（他課の所管に属するものを除く）、健康危機管理、研修医指導等

在宅人工呼吸器使用者の把握、災害時個別支援計画作成

小児慢性特定疾病医療給付事務移管準備

保健師及び保健活動の部署横断的調整（災害時含む）

予算・決算、施設管理、成人保健、健康づくり、母子保健、歯科保健、予防接種、光化学スモッグ、養育・育成・精神・難病等の医療助成

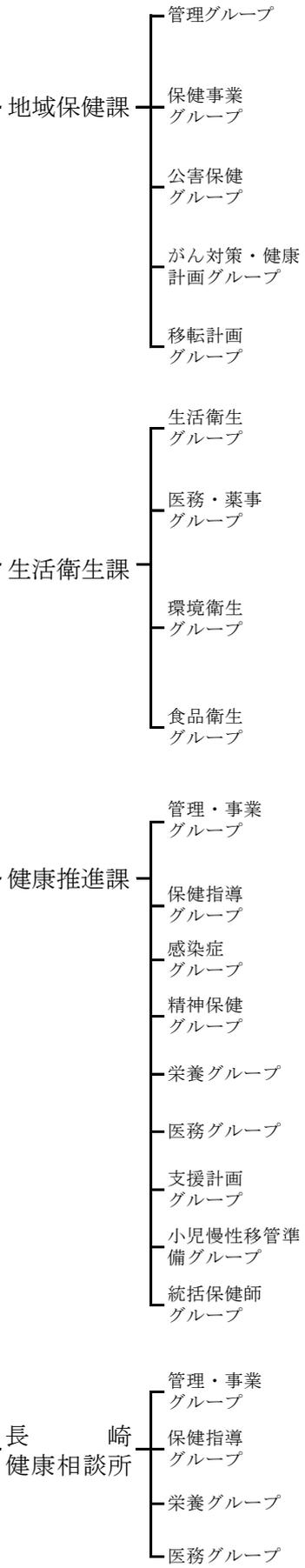
乳幼児・妊産婦・精神・生活習慣病・その他の保健指導及び家庭訪問指導、健康相談、健康教育

栄養相談及び指導、健康教育、栄養指導講習会、給食施設指導、食育推進事業

保健予防、健康増進

保健福祉部

池袋保健所
健康担当



5. 職員配置

令和2年4月1日現在 (単位：人)

課別 職種	総数		地域保健課		生活衛生課		健康推進課		長崎健康相談所	
総数	109	(11)	24	(5)	36	-	38	(6)	11	-
		2		-		1		-		1
		34		8		12		11		3
事務	40	(7)	19	(4)	4	-	14	(3)	3	-
		1		-		-		-		1
		7		4		-		3		-
医師	3	-	1	-	-	-	2	-	-	-
		-		-		-		-		-
		-		-		-		-		-
衛生監視	30	-	-	-	30	-	-	-	-	-
		-		-		-		-		-
		-		-		-		-		-
検査技術	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-
		-		-		-		-		-
		-		-		-		-		-
診療放射線	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-
		-		-		-		-		-
		1		-		-		1		-
保健師	26	(3)	2	-	-	-	18	(3)	6	-
		-		-		-		-		-
		6		2		-		2		2
栄養士	5	-	2	-	-	-	2	-	1	-
		-		-		-		-		-
		3		2		-		1		-
歯科衛生士	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-
		-		-		-		-		-
		1		-		-		-		1
環境技能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-		-		-		-		-
		-		-		-		-		-
心理	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-		-		-		-		-
		-		-		-		-		-
福祉	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-
		-		-		-		-		-
		1		-		-		1(※)		-
業務	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-		-		-		-		-
		-		-		-		-		-

課別 職種	総数		地域保健課		生活衛生課		健康推進課		長崎 健康相談所	
助産師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	4	-	-	-	-	-	3	-	1
機械技術	-	(1)	-	(1)	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気技術	-	(1)	-	(1)	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建築技術	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	(2)	-	(2)	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1) 池袋保健所長（医師）は地域保健課に含む。

(注2) 各欄上段：（ ）内は兼務職員で外数。中段：再任用で外数。下段：会計年度任用職員で外数。

(注3) 長崎健康相談所長が栄養係長及び医務係長事務取扱。

(※) 精神保健福祉士。

6. 人口のあらし

[1] 人口の推移

各年10月1日現在 推計人口 (単位:人)

年次	全 国	東 京 都	豊 島 区
27	125,319,299	13,131,172	268,839
28	125,020,252	13,207,000	294,774
29	124,648,471	13,273,000	297,763
30	124,218,285	13,340,000	300,179
元	123,731,176	13,405,000	300,756

(注) 出典:「人口動態統計(確定数の概況)」(厚生労働省)、「人口動態統計年報(確定数)」(東京都福祉保健局)。
ただし、令和元年については「人口動態統計月報年計(概数)の概況」(厚生労働省)及び「東京都の人口(推計) 令和元年10月1日現在」(東京都総務局統計部)による。

[2] 町別世帯と人口

(1) 池袋保健所管内

令和2年1月1日現在 住民基本台帳人口*

町 名	世 帯 数	人 口			面 積 (K㎡)
		総 数	男	女	
総 数	(世帯) 128,340	(人) 204,940	(人) 103,141	(人) 101,799	9.268
駒 込	10,024	8,628	9,169	17,797	0.752
巢 鴨	11,276	9,225	9,600	18,825	0.799
西 巢 鴨	7,935	6,472	6,609	13,081	0.547
北 大 塚	8,433	6,313	6,375	12,688	0.409
南 大 塚	10,881	8,194	8,594	16,788	0.607
上 池 袋	11,077	9,153	8,598	17,751	0.681
東 池 袋	13,299	10,378	9,582	19,960	0.935
南 池 袋	5,634	4,542	4,293	8,835	0.748
西 池 袋	8,265	12,934	6,502	6,432	0.803
池 袋	13,372	18,647	10,113	8,534	0.736
池袋本町	10,692	9,248	8,748	17,996	0.636
雑司が谷	5,538	4,525	4,687	9,212	0.404
高 田	7,079	5,767	5,937	11,704	0.494
目 白	4,835	8,722	4,081	4,641	0.717

(2) 長崎健康相談所管内

令和2年1月1日現在 住民基本台帳人口*

町 名	世 帯 数	人 口			面 積 (K㎡)
		総 数	男	女	
総 数	(世帯) 52,255	(人) 85,306	(人) 42,378	(人) 42,928	3.742
西 池 袋	2,776	3,995	2,012	1,983	0.137
池 袋	625	944	480	464	0.019
目 白	3,370	5,696	2,738	2,958	0.217
南 長 崎	12,820	20,759	10,431	10,328	0.812
長 崎	11,451	18,535	9,253	9,282	0.823
千 早	7,511	12,631	6,344	6,287	0.64
要 町	6,227	9,734	4,758	4,976	0.506
高 松	4,848	8,324	4,125	4,199	0.354
千 川	2,627	4,688	2,237	2,451	0.234

(注) 平成24年7月9日、住民基本台帳法の一部改正、入管法の廃止があり、住民基本台帳人口には外国人の人口を含む。

[3] 外国人の住民数

各年1月1日現在 (単位:人)

年次	総数	男	女
28	24,540	12,606	11,934
29	27,060	13,938	13,122
30	29,010	14,957	14,053
元	30,223	15,242	14,981
2	29,672	14,907	14,765

令和2年1月1日現在 (単位:人)

国別	登録者数
中国	13,525
ベトナム	3,194
ネパール	2,831
韓国	2,610
ミャンマー	2,007
台湾	1,332
フィリピン	554
米国	447
その他	3,172
合計	29,672

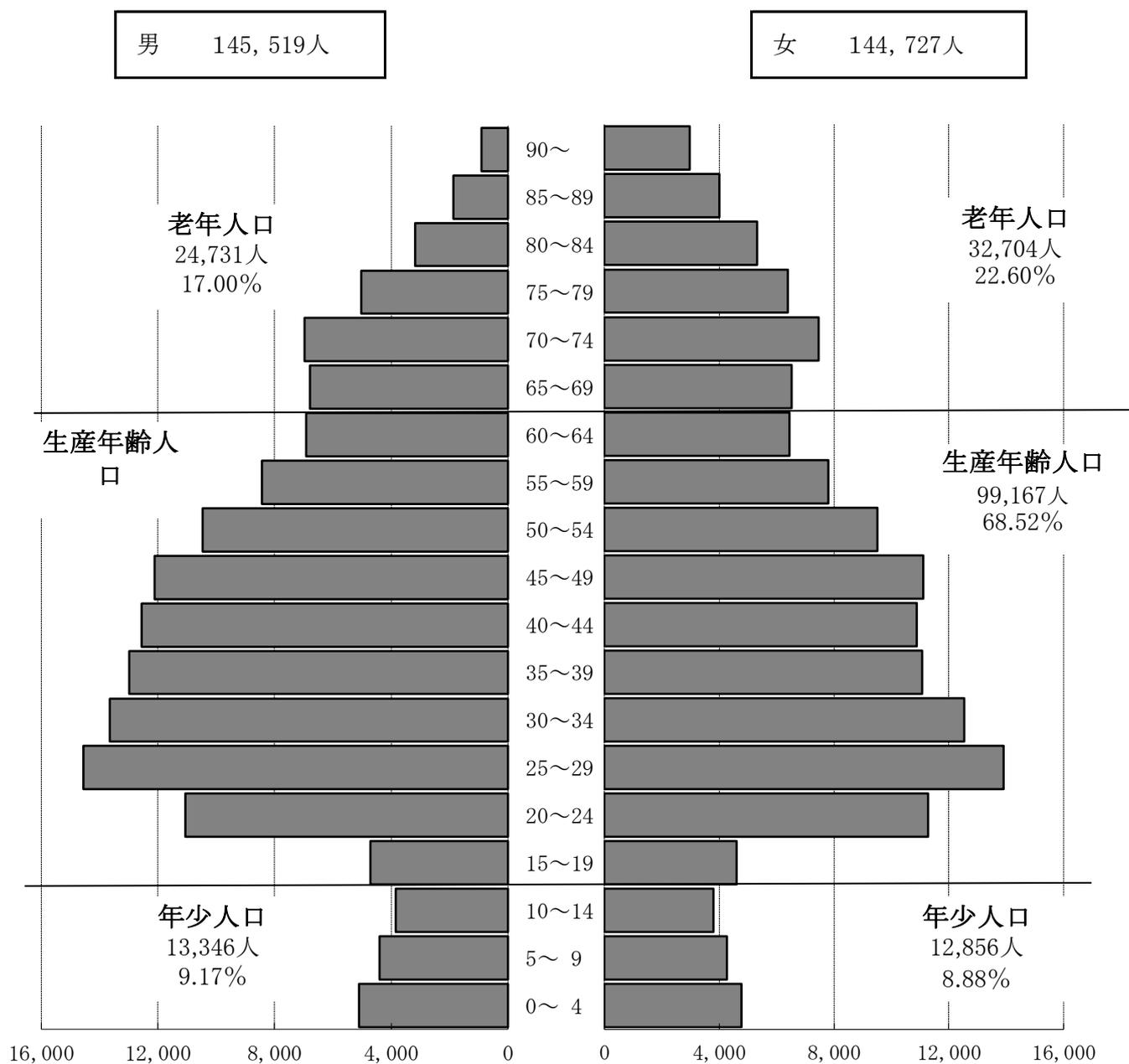
[4] 性・年齢階級別人口

令和2年1月1日現在 住民基本台帳人口 (単位:人)

区分 年齢	総数			池袋保健所			長崎健康相談所		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総数	290,246	145,519	144,727	204,940	103,141	101,799	85,306	42,378	42,928
0～4	9,880	5,097	4,783	6,873	3,525	3,348	3,007	1,572	1,435
5～9	8,661	4,393	4,268	6,121	3,138	2,983	2,540	1,255	1,285
10～14	7,661	3,856	3,805	5,425	2,723	2,702	2,236	1,133	1,103
15～19	9,314	4,709	4,605	6,798	3,443	3,355	2,516	1,266	1,250
20～24	22,342	11,065	11,277	16,707	8,336	8,371	5,635	2,729	2,906
25～29	28,475	14,560	13,915	20,451	10,548	9,903	8,024	4,012	4,012
30～34	26,187	13,642	12,545	18,423	9,689	8,734	7,764	3,953	3,811
35～39	24,045	12,976	11,069	16,838	9,132	7,706	7,207	3,844	3,363
40～44	23,452	12,565	10,887	16,703	8,930	7,773	6,749	3,635	3,114
45～49	23,223	12,122	11,101	16,469	8,627	7,842	6,754	3,495	3,259
50～54	19,981	10,466	9,515	14,079	7,369	6,710	5,902	3,097	2,805
55～59	16,235	8,425	7,810	11,413	5,907	5,506	4,822	2,518	2,304
60～64	13,355	6,912	6,443	9,406	4,869	4,537	3,949	2,043	1,906
65～69	13,327	6,794	6,533	9,393	4,764	4,629	3,934	2,030	1,904
70～74	14,440	6,967	7,473	9,997	4,799	5,198	4,443	2,168	2,275
75～79	11,422	5,024	6,398	7,800	3,435	4,365	3,622	1,589	2,033
80～84	8,490	3,175	5,315	5,603	2,062	3,541	2,887	1,113	1,774
85～89	5,869	1,861	4,008	3,910	1,271	2,639	1,959	590	1,369
90～	3,887	910	2,977	2,531	574	1,957	1,356	336	1,020
100歳以上 (再掲)	134	9	125	81	5	76	53	4	49
年少人口 (0～14)	26,202 (9.03%)	13,346	12,856	18,419 (8.99%)	9,386	9,033	7,783 (9.12%)	3,960	3,823
生産年齢人口 (15～64)	206,609 (71.18%)	107,442	99,167	147,287 (71.87%)	76,850	70,437	59,322 (69.54%)	30,592	28,730
老年人口 (65～)	57,435 (19.79%)	24,731	32,704	39,234 (19.14%)	16,905	22,329	18,201 (21.34%)	7,826	10,375

(注) () 内は、構成比。

年齢別（5歳階級）男女別人口構成図（令和2年1月1日現在）



7. 歳入・歳出決算

[1] 歳 入

科 目		予算現額 (千円)	決算額 (千円)	予算現額に比し 増(△)減 (千円)	収入率 (%)
款	項				
	27 年 度	827,956	775,919	△52,037	93.7
	28 年 度	859,711	745,765	△113,946	86.7
	29 年 度	827,733	809,817	△17,916	97.8
	30 年 度	835,709	804,167	△31,542	96.2
	元 年 度	849,432	813,334	△36,098	95.8
	分担金及び負担金	386,511	357,255	△29,256	92.4
	負 担 金	386,511	357,255	△29,256	92.4
	使用料及び手数料	52,717	52,125	△592	98.9
	使 用 料	333	338	5	101.5
	手 数 料	52,384	51,787	△597	98.9
	国庫支出金	95,789	102,035	6,246	106.5
	国庫負担金	43,128	47,016	3,888	109
	国庫補助金	52,113	54,980	2,867	105.5
	国庫委託金	548	39	△509	7.1
	都支出金	121,535	118,833	△2,702	97.8
	都負担金	12,175	12,493	318	102.6
	都補助金	108,840	105,858	△2,982	97.3
	都委託金	520	482	△38	92.7
	財産収入	3,831	1,394	△2,437	36.4
	財産運用収入	3,831	1,394	△2,437	36.4
	寄附金	450	201	△249	44.7
	寄 附 金	450	201	△249	44.7
	繰入金	626	107	△519	17.1
	がん対策基金繰入金	626	107	△519	17.1
	諸収入	187,973	181,384	△6,589	96.5
	貸付金元利収入	35,000	35,000	△0	100.0
	受託事業収入	101,573	90,938	△10,635	89.5
	雑 入	51,400	55,446	4,046	107.9

[2] 歳 出

(1) 一般会計

科 目		予算現額 (千円)	決算額 (千円)	不用額 (千円)	執行率 (%)
款 項	目				
衛 生 費					
27 年 度		3,822,947	3,463,328	359,619	90.6
28 年 度		3,984,954	3,529,518	455,436	88.6
29 年 度		3,962,892	3,586,427	376,465	90.5
30 年 度		4,170,845	3,861,666	309,179	92.6
元 年 度		3,528,892	3,228,321	300,571	91.5
	衛生費	3,528,892	3,228,321	300,571	91.5
	地域保健費	1,955,223	1,783,293	171,930	91.2
	生活衛生費	89,143	58,011	31,132	65.1
	健康推進費	1,347,996	1,268,009	79,987	94.1
	長崎健康相談所費	136,530	119,008	17,522	87.2

(注) 千円未満を四捨五入しているため、総数と一致しない場合がある。

(2) 介護保険事業会計

科 目		予算現額 (千円)	決算額 (千円)	不用額 (千円)	執行率 (%)
款 項	目				
地域支援事業費					
30 年 度		26,441	26,306	135	99.5
元 年 度		27,775	26,273	1,502	94.6
	包括的支援事業・ 任意事業費	27,775	26,273	1,502	94.6
	在宅医療・ 介護連携推進事業費	27,775	26,273	1,502	94.6

(注) 千円未満を四捨五入しているため、総数と一致しない場合がある。